

はじめに

各学校におかれましては、日頃より創意工夫を生かした特色ある教育活動の推進に加え、児童生徒の学びの保障に向けて御尽力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

昨年9月には、中央教育審議会（中教審）より論点整理が示され、次期学習指導要領に向けた基本的な考え方がいよいよ掲示されました。現行学習指導要領のより確実な実践が求められるところです。

第4期教育振興基本計画（令和5～9年度）では、基本方針として「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」の2つが掲げられています。

児童生徒にとって、学校がウェルビーイングを保障する場となるよう、各学校は家庭や地域と、学校経営方針や育成を目指す資質・能力等を共有し、連携・協働しながら、学校教育目標の実現を目指していくことが必要です。各学校の目指す児童生徒像の具現化に向け、児童生徒に学びの意義や達成感を十分に味わわせる中で、一人一人の可能性を見出し、能力を最大限に引き出していきたいと思えます。

また、児童生徒のウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングの確保も重要です。教職員一人一人が、学校長のリーダーシップのもと、心理的安全性が確保された環境下で、持ち味を発揮しながら、自身の「志」をかたちにしていただければ幸いです。加えて、学校経営への主体的な参画や多様な他者との協働により、学校組織力の向上につなげていただけますようお願いいたします。

さて、令和8年度から「栃木県教育振興基本計画 2030」がスタートします。

「誰もが自分の可能性を開花させ ともに未来を描く とちぎの教育を実現します」を基本理念とし、一人一人のこどもを主語にする教育の実現を目指す中で、教員に求められる役割を「こどもたちの主体的な学びへの効果的な支援・伴走に転換していく」と示しています。今後も、「見守り、待つ」という支援の重要性を踏まえ、児童生徒が、VUCAの時代をたくましく生き抜くことができるよう、自主性・主体性、自己決定する力を育てていただけますようお願いいたします。

そして、改めて、誰もが安全に安心して学べる学校づくり、信頼される学校づくりに向けて、学校全体の教育力を磨き、より質の高い教育の実践に努めていただけますようお願いいたします。

本資料は、本地区の教育の質の更なる向上を目指していただくための方向性等を示したものです。各学校における学校経営の構想、教育課程の編成・改善、教育活動の推進等に役立てていただき、より一層学校教育の充実を図られますよう御期待申し上げます。

令和8年1月

栃木県教育委員会事務局上都賀教育事務所長 若林 邦彦

目 次

はじめに

1 (1)	学校経営【管理】	P 1
1 (2)	学校経営【指導】	P 2
2	地域連携	P 4
3	教育課程	P 6
4	学習指導	P 8
5	道德教育	P 10
6	特別活動	P 12
7	総合的な学習の時間	P 15
8	人権教育	P 18
9	特別支援教育	P 19
10	児童・生徒指導	P 22
11	学校体育・健康教育	P 25
◆	参考資料	